

子どもが輝きを増すための新たな仕組み

# 子ども・子育て支援新制度

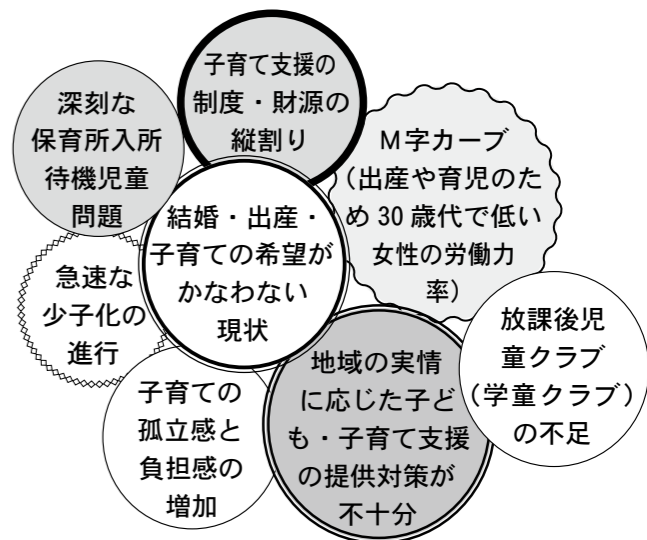


子どもは私たち社会の希望であり、未来を創る力です。誰もが子どもを生み、育むという希望が持てる社会、そして、それをかなえる社会を築いていくことは、少子化が進むなかで、もっとも大切な課題のひとつです。

最近、都市部では「働きたいけど、子どもを預ける保育所が少ない」といった保育所入所待機児童問題がニュースで取り上げられています。一方、子どもの数の減少により、身近な保育所がなくなるなどの地域があり、保育環境の整備や子育て支援の充実が社会的に求められています。

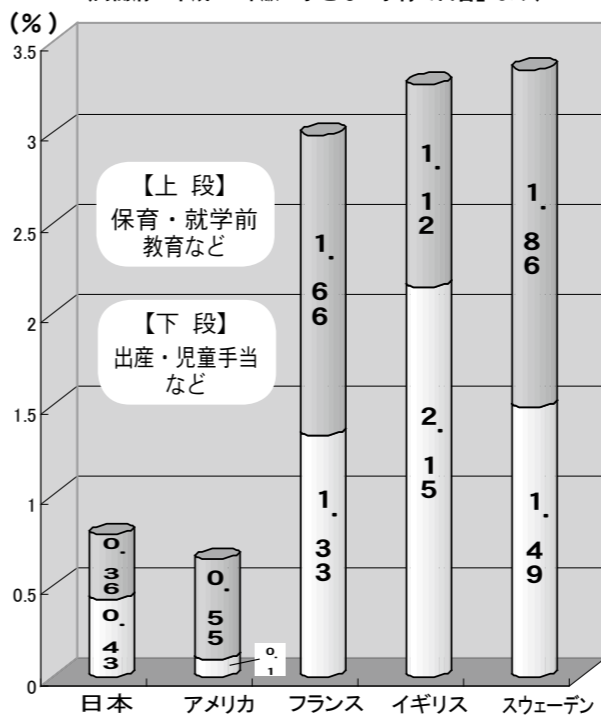
いま国は新しい制度を取り入れ、子育て支援を充実しようとしています。今月は、平成24年8月に成立した、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」のあらましをお知らせします。

## 子育てをめぐる現状



子ども・子育て支援が質・量ともに不足  
※ 子育てに先進的な西欧諸国では、日本と比べて幼児期の学校教育・保育や、出産・児童手当などの家族関係社会支出が充実しています(グラフ1参照)。

《グラフ1》 家族関係社会支出の対GDP比の国際比較 (内閣府「平成24年版 子ども・子育て白書」より)



## 子ども・子育てに 公的支援の拡大

1人の女性が生涯に産む子どもの数を表す「合計特殊出生率」が大きく低下した平成2年の1.57<sup>※1</sup>ショックから、国は、児童福祉法の改正や少子化対策基本法、児童手当法を制定し、保育所の増設や子ども手当の支給など、さまざまな少子化対策を行ってきました。しかし、その後も合計特殊出生率は右下がりの傾向にあり、平成22年は1.39<sup>※2</sup>となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が発表した平成22年の「出生動向基本調査」を見ると、独身男女の約90パーセントは結婚の意思があり、理想とする子どもは2人以上となっています。それでもなお少子化が進む要因には、経済的な理由や子育て環境に対する不安などがあげられています。

近年、子育ての考え方は大きく変わってきました。昭和55年以降、共働きの世帯数は年々増加し、平成9年には、専業主婦よりも仕事と子育ての両立を望む女性が多くなり、現在も上昇傾向にあります。

こうした生活意識の変化から、幼稚園の児童数は、昭和53年をピークに減少傾向に転じました。一方、0歳児を含む保育所の児童は平成7年から増加しています。

特に、東京都や札幌市などの都市部では、保育所に入れない子どもの数「保育所入所待機児童数」は、深刻な社会問題になっています。

昨年8月、国は「社会保障と税の一体改革」のなかで、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた支援制度の創設を目指し、「子ども・子育て支援法」という新しい法律を含む「子ども・子育て関

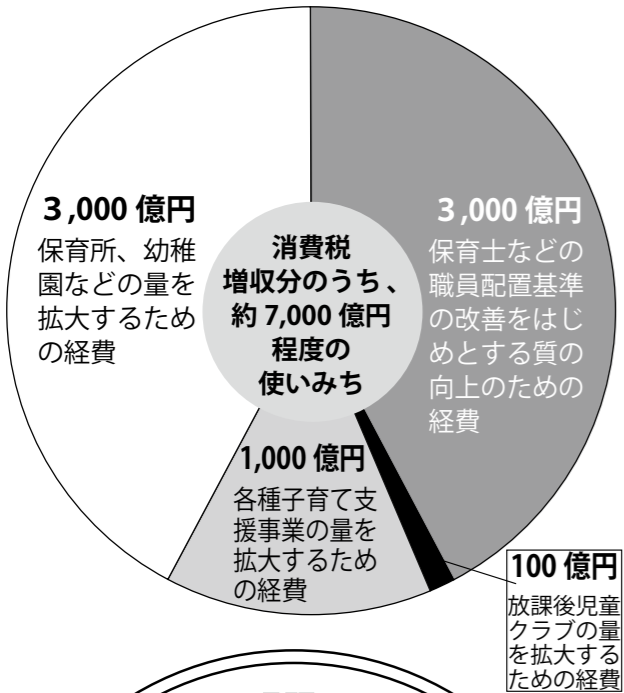
連3法」を制定しました。

そして、今年度から、国の子ども・子育て会議での議論などを経て、早ければ平成27年の4月には、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

国は新制度の財源として、消費税の増収分のうち7,000億円程度の財源を確保し(グラフ2参照)、さらにその他の財源を含め、合計1兆円程度の確保を目指しています。



《グラフ2》



### 課題1

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

※2  
幼稚園、保育所、認定こども園に対する、共通した安定的な財政支援を行い、教育・保育従事者の配置など「質」の向上を図ります。

※2「認定こども園」は、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設です。

### 新制度が掲げる課題

#### 課題2 地域の子ども・子育て支援の充実

地域の子育て拠点施設や放課後児童クラブ(学童クラブ)などを充実させるため、地域の子ども・子育て支援事業の財政支援を強化します。

### 課題3

保育の量的拡大・確保

#### 待機児童の解消

地域のニーズを考慮して、保育所や認定こども園の施設を計画的に整備します。あわせて3歳未満の児童の利用を対象とした、少人数制の保育施設に対する財政支援を新たに行うことで、保育の受入人数を増やし、都市部などの待機児童の解消を図ります。

#### 地域の保育を支援

子どもが減少している地域では、少人数制の保育施設などの安定的な運営を支援します。



## 地域のニーズなどに合わせた計画づくり

新制度のスタートに向けて、**子どものための教育・保育給付や地域子ども・子育て支援事業の具体的な仕組み**、利用者に代わり幼稚園や保育所などの施設に支払われる費用の内容（保護者の利用料金を含む）などが取り決められます。

新制度を運用する市町村は、**5年をひとつの期間**として、「どの程度の施設やサービスが地域で必要とされているか（ニーズ）」を調査し、そのまじ個別の「**子ども・子育て支援事業計画**」をつくることとなります。

## 市の子どものための教育・保育給付

これまで市は、「千歳市子育て支援計画」により、保育所の整備などのほか、農村地区の認可外保育所や、おもに赤ちゃんを対象とする「家庭保育室」の運営支援など、細やかな保育サービスを提供してきました。

平成20年4月にオープンした、子育て総合支援センター「ちとせっこセンター」では、子育て相談や「あそびの広場」など、たくさんの子育て支援事業を行っています。

年間の利用者総数は約34,000人、1日当たり約110人が利用しています。



子育て総合支援センター「ちとせっこセンター」

## 子どもがよりいっそう輝きを増すために

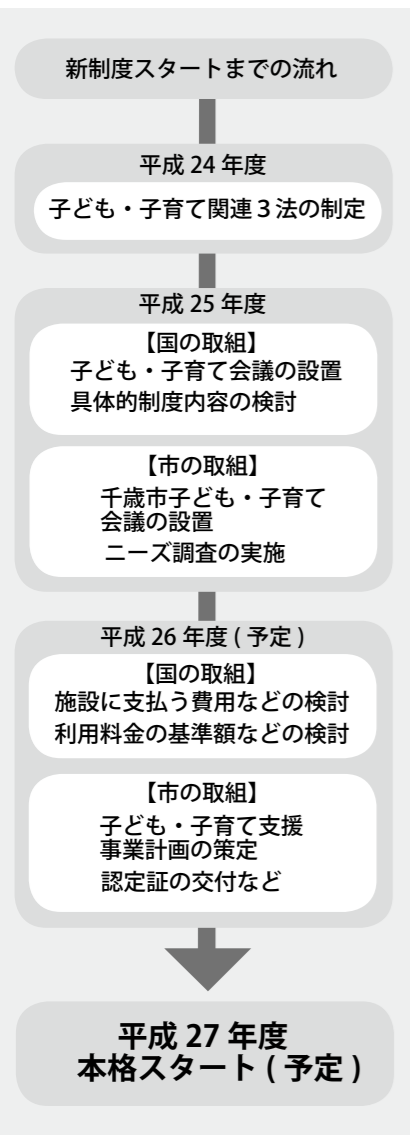
新制度の基本は、子どもや子育て家庭の状況に応じて地域の独自性を生かし、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、保育の量的拡大と確保、そして地域の子ども子育て支援事業の充実を図ることです。

市は、これまで築いてきた子ども・子育て支援の地盤を維持するとともに、「道内で一番若いまち」という市の特性を十分に生かすための、子ども・子育て支援をよりいっそう進めていく必要があります。

今年度から新制度のスタートに向けて、子どもを保護者をはじめとする関係者の意見を聴くため、「千歳市子ども・子育て会議」を設置し、市民に対するニーズ調査などを行いながら、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた取組を進めます。

新制度を、子どもという新芽や若葉にそそぐ「水」にたとえると、子ども・子育て支援事業計画は、千歳ならではの「良質な水」をもって「豊かな地盤」をさらに生き生きとさせるためのものです。

新芽や若葉がよりいっそう輝きを増すための方法を、市民の皆さんと考えていきます。



## お問い合わせ

保健福祉部 子育て支援室  
 子育て推進課 子育て計画係  
 ☎(24) 0341

ご覧ください！「ちとせ子育てネット」  
<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/kosodatenet/index.html>

### 市の計画や教育・保育について考える「千歳市子ども・子育て会議」の公募委員を募集します

市は、教育・保育のための施設の利用定員の設定、子ども・子育て支援に関する施策の推進、新制度の事業計画の策定や変更などについて関係者の意見を聴くため、「千歳市子ども・子育て会議」を設置し、委員に子育てをしている保護者の方を募集します。委員は、年3～5回程度の会議（1回の会議は、2、3時間程度）に出席し、幼稚園・保育所関係者、子育て支援事業の関係者など、他の委員と議論を重ね、意見を述べていただきます。

#### 募集要領

- 対象** 新制度に関心のある市内に住む満20歳以上満70歳未満の方で、平日の日中、会議に出席できる方
- 人数** 小学校就学前の子どもの保護者 2人  
小学生の保護者 1人
- 任期** 平成25年6月頃から3年間
- 応募方法** 市指定の応募用紙に必要事項を記入し、800字程度の作文を添えて、持参か郵送で申し込み（応募用紙は子育て推進課にあります）
- ※作文は、「就学前の教育・保育」または「千歳の子育て支援について思うこと」をテーマにしてください。
- 報酬など** 1回の出席につき5,700円（日当500円）
- 応募期限** 5月31日（金）郵送のときは当日消印有効
- ※書類選考のほか、面接を予定しています。

#### 応募先・詳細

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34  
 千歳市 保健福祉部 子育て支援室  
 子育て推進課 子育て計画係  
 ☎(24) 0341

- ※3 子どものための教育・保育給付
  - 【施設型給付】幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付
  - 【地域型保育給付】小規模保育、家庭的保育、事業所内保育などのための給付
- ※4 地域子ども・子育て支援事業
  - 利用者支援（相談業務）
  - 延長保育事業
  - 放課後児童クラブ（学童クラブ）
  - 乳児家庭全戸訪問事業
  - 地域子育て支援拠点事業
  - 一時預かり
  - 妊婦健診など [全13事業]

## Q&Aよくある質問

問1 新制度でどのように変わりますか？  
 答1 制度の利用に際し「認定証」が交付されます。

- 新制度に基づく幼稚園や保育所などは、市から個々の保育の必要性に応じた「認定証」の交付を受けることで利用できます。新制度に基づく施設であれば、どの施設を利用しても、個々の認定内容に応じて、利用者負担を超える部分は、「施設型給付費」という費用が施設に対して支払われます。
- 幼稚園や保育所とは異なる、おもに3歳未満児を対象とする小規模な保育施設を利用するときでも、その施設が一定の基準を満たしているとき、利用者の認定内容に応じて、事業者には、「地域型保育給付費」という費用が支払われます。

認定を受けることで、公的な教育や保育を受けることができますね

まだ、赤ちゃんなので小さくて安全な施設はないですか？

公的な支援が受けられるピットリの施設がありますよ



（注）独自の学校教育を展開するため、一部の幼稚園では、新制度の適用を受けないことがあります。

問2 利用料金はどうなりますか？  
 答2 所得に応じた負担が基本になります。

- 新制度に基づく幼稚園や保育所の利用について、保護者が負担する保育料などの「利用料金」は、現行の水準や利用者の負担能力に応じて設定されることとなります。ただし、一部の幼稚園などでは、園児服などの必要経費を上乗せして支払う必要があります。

問3 いまの幼稚園や保育所は変わりますか？  
 答3 一定の基準を満たすことで「認定こども園」に移行することが可能になります。

- 新制度において、既存施設から「認定こども園」への移行は、運営法人の判断に委ねられますが、国は手続の簡素化や財政支援の充実・強化などにより、普及を進めることとしています。

